

クーリングシェルターとして協力いただける民間事業者との協定について

1 概要

名取市では熱中症予防対策の一環として、暑さをしのぐためどなたでも休憩できる「クーリングシェルター」のご協力をいただける民間施設等を募集しています。

第一次募集期間の5月10日から5月28日までに応募いただいた民間事業者と、昨年度クーリングシェルターとしてご協力いただいた民間事業者等を交えて、令和6年度より改正・施行された気候変動適応法に基づき、市と協定を締結します。

2 協定式について

- (1) 日 時 令和6年6月5日(水) 午前9時45分から
- (2) 場 所 名取市議会棟3階 第3・第4委員会室
- (3) 出席者 ①今回応募いただいた事業者 3事業者4施設
②昨年度から継続の協力事業者 1事業者1施設
- (4) 内 容 ・協定書の締結
・名取市クーリングシェルターのぼり旗の貸与(今回応募事業者)
・記念撮影

- 3 施設運用期間 指定の日から10月23日(水)
(国が定める熱中症警戒アラート運用期間)

- 4 今年度開設予定のクーリングシェルターの施設数 ※カッコ内は昨年度
市の公共施設 9施設(8施設) 市以外の公共施設 1施設(1施設)
民間協力施設 5事業者14施設(2事業者10施設)

※クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)とは、改正された気候変動適応法第21条により市が指定する、熱中症警戒アラート発表期間中、冷房を有しどなたでも休憩できる施設のことです。

※今回の協定は、改正された気候変動適応法にて、施設管理に関する協定を締結することが定められているものです。

※第一次募集期間以降も、クーリングシェルターの募集を9月13日(金)まで、随時行っております。